

# リハビリ南東北川俣 介護予防通所リハビリテーション ご利用料金表

平成30年4月1日現在  
(単位：円)

介護保険一部負担	基本加算 (1月につき)	介護予防通所リハビリテーション費	1712	要支援 1	
			3615	要支援 2	
		事業所評価加算	120	選択的サービスを行うことで一定以上の機能維持・向上が見られた場合に算定いたします。	
		サービス提供体制加算 (I) 11	72	介護職員の総数のうち、 介護福祉士の割合が50%以上	
		サービス提供体制加算 (I) 12	144		
		介護職員処遇改善加算 (I)	4.7%	所定の単位数の4.7%	
	別途加算 (該当する場合のみ算定)	リハビリテーションマネジメント加算	330	1月につき	「日常生活における活動の質の向上」を図るためのリハビリテーションの継続的な管理を実施した場合に算定いたします。
		生活行為向上リハビリテーション実施加算 1 (開始月から3月以内/月)	900		加齢や廃用症候群によって生活機能の活動能力が低下した方に対して、機能を向上させるためのリハビリを実施した場合に算定いたします。
		生活行為向上リハビリテーション実施加算 2 (開始月から3月超6月以内/月)	450	一人ひとりの状態に応じたサービスや環境を整え、本人や家族の希望を組み込んだ介護サービスを提供した場合に算定いたします。	
		若年性認知症受入加算	240	できるだけ長く自立した日常生活を送れるようにすることを目的として、運動器機能向上計画に基づき運動器の機能向上サービスを実施した場合に算定いたします。	
		運動器機能向上加算	225	摂食・嚥下機能や食形態にも配慮した「栄養ケア計画」に基づいて栄養管理を実施した場合に算定いたします。	
		栄養改善加算	150	1回につき	栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定いたします。
		栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	5	1月につき	口腔清掃の指導や、摂食・嚥下機能に関する訓練など、看護師等が適切に実施した場合に算定いたします。
		口腔機能向上加算	150		運動器機能向上及び栄養改善を実施した場合に算定いたします。
複数サービス実施加算 (I) 1	480	運動器機能向上及び口腔機能向上を実施した場合に算定いたします。			
複数サービス実施加算 (I) 2	480	栄養改善及び口腔機能向上を実施した場合に算定いたします。			
複数サービス実施加算 (I) 3	480	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上を実施した場合に算定いたします。			
複数サービス実施加算 (II)	700				
介護保険外	食費 (1日につき)	540			
	キャンセル料 (1日につき)	300	前営業日17:00～当日8:30までにご連絡いただいた場合に算定いたします。		
		540	当日8:30以降にご連絡いただいた場合に算定いたします。		

# リハビリ南東北川俣 介護予防通所リハビリテーション ご利用料金表 (2割負担)

平成30年4月1日現在  
(単位：円)

介護 保険 一部 負担	基本 加算 (1 月 に つ き)	介護予防通所リハビリテーション費	3424	要支援 1	
			7230	要支援 2	
		事業所評価加算	240	選択的サービスを行うことで一定以上の機能維持・向上が見られた場合に算定いたします。	
		サービス提供体制加算 (I) 11	144	介護職員の総数のうち、 介護福祉士の割合が50%以上	
		サービス提供体制加算 (I) 12	288		
		介護職員処遇改善加算 (I)	4.7%	所定の単位数の4.7%	
	別途 加算 (該 当 す る 場 合 の み 算 定)	リハビリテーションマネジメント加算	660	1月につき	「日常生活における活動の質の向上」を図るためのリハビリテーションの継続的な管理を実施した場合に算定いたします。
		生活行為向上リハビリテーション実施加算 1 (開始月から3月以内/月)	1800		加齢や廃用症候群によって生活機能の活動能力が低下した方に対して、機能を向上させるためのリハビリを実施した場合に算定いたします。
		生活行為向上リハビリテーション実施加算 2 (開始月から3月超6月以内/月)	900	一人ひとりの状態に応じたサービスや環境を整え、本人や家族の希望を組み込んだ介護サービスを提供した場合に算定いたします。	
		若年性認知症受入加算	480	できるだけ長く自立した日常生活を送れるようにすることを目的として、運動器機能向上計画に基づき運動器の機能向上サービスを実施した場合に算定いたします。	
		運動器機能向上加算	450	摂食・嚥下機能や食形態にも配慮した「栄養ケア計画」に基づいて栄養管理を実施した場合に算定いたします。	
		栄養改善加算	300	1回につき	栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定いたします。
		栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	10	1月につき	口腔清掃の指導や、摂食・嚥下機能に関する訓練など、看護師等が適切に実施した場合に算定いたします。
		口腔機能向上加算	300		運動器機能向上及び栄養改善を実施した場合に算定いたします。
		複数サービス実施加算 (I) 1	960		運動器機能向上及び口腔機能向上を実施した場合に算定いたします。
複数サービス実施加算 (I) 2		960	栄養改善及び口腔機能向上を実施した場合に算定いたします。		
複数サービス実施加算 (I) 3	960	1月につき	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上を実施した場合に算定いたします。		
複数サービス実施加算 (II)	1400				
介護 保険 外	食費 (1日につき)	540			
	キャンセル料 (1日につき)	300	前営業日17:00~当日8:30までにご連絡いただいた場合に算定いたします。		
		540	当日8:30以降にご連絡いただいた場合に算定いたします。		

# リハビリ南東北川俣 介護予防通所リハビリテーション ご利用料金表 (3割負担)

平成30年8月1日現在  
(単位：円)

介護保険一部負担	基本加算 (1月につき)	介護予防通所リハビリテーション費	5136	要支援 1		
			10845	要支援 2		
		事業所評価加算	360	選択的サービスを行うことで一定以上の機能維持・向上が見られた場合に算定いたします。		
		サービス提供体制加算 (I) 11	216	介護職員の総数のうち、 介護福祉士の割合が50%以上		
		サービス提供体制加算 (I) 12	432			
		介護職員処遇改善加算 (I)	4.7%	所定の単位数の4.7%		
	別途加算 (該当する場合のみ算定)	リハビリテーションマネジメント加算	990	1月につき	「日常生活における活動の質の向上」を図るためのリハビリテーションの継続的な管理を実施した場合に算定いたします。	
		生活行為向上リハビリテーション実施加算 1 (開始月から3月以内/月)	2700		加齢や廃用症候群によって生活機能の活動能力が低下した方に対して、機能を向上させるためのリハビリを実施した場合に算定いたします。	
		生活行為向上リハビリテーション実施加算 2 (開始月から3月超6月以内/月)	1350		一人ひとりの状態に応じたサービスや環境を整え、本人や家族の希望を組み込んだ介護サービスを提供した場合に算定いたします。	
		若年性認知症受入加算	720		できるだけ長く自立した日常生活を送れるようにすることを目的として、運動器機能向上計画に基づき運動器の機能向上サービスを実施した場合に算定いたします。	
		運動器機能向上加算	675		摂食・嚥下機能や食形態にも配慮した「栄養ケア計画」に基づいて栄養管理を実施した場合に算定いたします。	
		栄養改善加算	450		栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定いたします。	
		栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	15		1回につき	口腔清掃の指導や、摂食・嚥下機能に関する訓練など、看護師等が適切に実施した場合に算定いたします。
		口腔機能向上加算	450		1月につき	運動器機能向上及び栄養改善を実施した場合に算定いたします。
		複数サービス実施加算 (I) 1	1440			運動器機能向上及び口腔機能向上を実施した場合に算定いたします。
		複数サービス実施加算 (I) 2	1440			栄養改善及び口腔機能向上を実施した場合に算定いたします。
		複数サービス実施加算 (I) 3	1440			運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上を実施した場合に算定いたします。
		複数サービス実施加算 (II)	2100			
		介護保険外	食費 (1日につき)		540	
キャンセル料 (1日につき)	300		前営業日17:00~当日8:30までにご連絡いただいた場合に算定いたします。			
		540	当日8:30以降にご連絡いただいた場合に算定いたします。			